

『本市の浸水対策に関する提言』

(建設水道常任委員会)

1 調査の目的

建設水道常任委員会は、全国各地で発生している局地的な集中豪雨や大型台風に起因する大雨により、浸水被害や土砂崩れなどの大規模な自然災害が多発し、その対応が全国的に課題となっていることから、住宅地や市街地等の浸水被害の軽減を図るため、「本市の浸水対策に関する調査」を行った。

2 市に対する提言

1. 総合的な雨水対策の推進について

- (1) 局地的な集中豪雨から市民の生活を守り、浸水被害の軽減を図るため、行政、市民、事業者等がそれぞれ主体性を持ち、一体的かつ計画的に取り組むことができる総合的な雨水計画を策定すべきである。
- (2) 雨水計画の策定にあたっては、庁内連携はもとより、市民や事業者などと連携を図ることについて、十分に検討すべきである。
- (3) 雨水計画の策定にあたっては、大学の知見を計画策定に必要となる専門的知見として活用するのみにとどまらず、市民参加により計画を作り上げていく際のワークショップ等の手法についても、活用することを検討すべきである。

2. 内水対策の取り組みの強化について

- (1) 内水対策について近年の水害を踏まえ、より厳格な目標値を定め、シミュレーションに基づいた内水ハザードマップを早急に作成すべきである。

- (2) 市民が内水と外水などの水害について一体的に把握できるよう、本市の様々な水害のハザードマップを統合することを検討すべきである。
- (3) 雨水が流出しにくいまちづくりを進めるため、過去の被害状況をもとにした内水対策を講じるための重点エリアを設定するとともに、開発行為を行う事業者との協議や河川流域の市民との協働による緑地保全や校庭貯留などのメニューをつくるなど、雨水流出抑制のための効果的で効率的な施策を講じるべきである。

3. 水害に対する意識醸成のための市民への意識啓発について

- (1) 市民の自助、共助の取り組みを促すため、ポンプ場等の見学会や出前講座等を積極的に開催し、過去の本市の水害の事例を市民が広く知ること、水害に対する意識の醸成を図るべきである。
- (2) 水害の経験の少ない子供たちの意識醸成のため、既存の水防施設やハザードマップを活用した防災教育について積極的に取り組むべきである。

4. 情報収集及び情報発信について

- (1) 市民が雨水に関する身近な情報を確認し、避難行動などに活用できるよう、水位計の設置箇所を増設による水位情報の総合的な管理とデータの収集、分析を行い、市民に分かりやすく発信すべきである。
- (2) GISを有効に活用した水害リスクの見える化について検討すべきである。